

**クロスマージン制度の利用者の拡大等に伴う
金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正について**

I. 改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、金利スワップ取引と国債証券先物取引を対象としたクロスマージン制度の利用者をアフィリエイト（清算参加者と同一企業集団に属する者をいう。）以外の清算委託者（以下「クライアント」という。）まで拡大すること及び複数の新規取引を任意に組み合わせることでリスク相殺される取引群（以下「パッケージ取引」という。）を一括して債務負担処理する機能の導入による利用者の必要担保の効率化、並びに取引毎コンプレッション等の成立要件の変更による清算参加者等の利便性の向上を図るとともに、破綻処理の実務に沿って清算基金算出時の担保超過リスク額の取扱いを変更するため、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等について別紙1のとおり、証券取引等清算業務に関する業務方法書等について別紙2のとおり、所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等

(1) クロスマージン制度の利用者の拡大

①クロスマージン制度の利用者の拡大

- ・金利スワップ取引と国債証券先物取引を対象としたクロスマージン制度について、クライアントの利用を可能とする。

②清算参加者破綻時のクライアントのポジション移管制度の導入

- ・クロスマージンの申請又は承諾を行う清算参加者が破綻した場合、クライアントが、他の清算参加者とあらかじめ合意したうえで、金利スワップ取引に係るポジション移管及びクロスマージンの対象としていた国債証券先物取引に係るポジション移管（以下「国債先物承継」という。）を行うことを可能とする。

③国債先物バックアップ受託者の指定

- ・クライアントは、国債先物承継を行う先として、他の国債先物等清算参加者をあらかじめ指定することができる。

(2) パッケージ取引機能の導入

- ・債務負担処理機能に関して、必要担保の効率化を図るべく、パッケージ取引について一括して債務負担処理を実施する機能を導入する。

(備 考)

・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「IRS業務方法書」という。）第2条第1項第13号の8等

・IRS業務方法書第94条の2、第94条の3等

・IRS業務方法書第45の3等

・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「IRS業務方法書の取扱い」という。）第28条等

(3) 取引毎コンプレッション等の成立要件の変更

- ・取引毎コンプレッション及びクーポン・ブレンディング（以下「取引毎コンプレッション等」という。）の申込みが行われた清算約定について、アップフロント・フィーの決済が完了していない場合であっても、申込み当日に所定の経済条件等が合致する他の清算約定が同一口座にあるときは、取引毎コンプレッション等を実施する。

・ I R S 業務方法書の取扱い第 3 0 条及び第 3 0 条の 2

(4) 清算基金算出時の担保超過リスク額の取扱い

- ・清算基金算出時の担保超過リスク額（清算基金に係るストレスシナリオによって算出したストレス時リスク相当額から当初証拠金所要額を差し引いた額）について、自己取引口座に係る担保超過リスク額がマイナスとなる場合は、当該マイナスに相当する額を同一清算参加者における委託取引口座に係る担保超過リスク額から差し引くこととする。

・ 金利スワップ清算基金所要額に関する規則別表第 2 項

(5) その他

- ・その他、所要の改正を行う。

2. 証券取引等清算業務に関する業務方法書

(1) 国債先物承継の実施

- ・クロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務が消滅する場合の処理として、I R S 業務方法書に定める国債先物承継を行うことを可能とする。

・ 業務方法書第 7 3 条の 1 5 の 4 第 2 項

(2) 国債先物承継等に関する金利スワップ取引業務方法書の適用等

- ・クロスマージン利用者による国債先物承継は、I R S 業務方法書において定めるところによるものとする。

・ 業務方法書第 7 3 条の 1 5 の 5 第 1 項

- ・クロスマージン利用者による国債先物バックアップ受託者の指定は、I R S 業務方法書において定めるところによるものとする。

・ 業務方法書第 7 3 条の 1 5 の 5 第 2 項

III. 施行日

2 0 1 7 年 1 月 3 0 日から施行する。ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の

決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2017年1月30日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
2. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
3. 金利スワップ清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表
4. 金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正
新旧対照表

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13)の7 (略)</p> <p>(13)の8 「クロスマージン利用者」とは、清算参加者又は清算委託者のうち、次のaからdまでのいずれかに該当し、かつ、自らの計算による国債証券先物取引の建玉についてクロスマージン制度を利用する者であって、当社に対して第84条の2に規定する届出が行われた者をいう。</p> <p>a 国債先物等清算参加者</p> <p>b 国債先物等清算参加者に対して国債証券先物取引を委託した顧客</p> <p>c 国債先物等非清算参加者</p> <p>d 国債先物等非清算参加者に対して国債証券先物取引を委託した顧客</p> <p>(14)～(15)の2 (略)</p> <p><u>(15)の3 「国債先物承継」とは、第94</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13)の7 (略)</p> <p>(13)の8 「クロスマージン利用者」とは、清算参加者又は清算委託者<u>(受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。)</u>のうち、次のaからdまでのいずれかに該当し、かつ、自らの計算による国債証券先物取引の建玉についてクロスマージン制度を利用する者であって、当社に対して第84条の2に規定する届出が行われた者をいう。</p> <p>a 国債先物等清算参加者</p> <p>b <u>自らと同一の企業集団に含まれる</u>国債先物等清算参加者に対して国債証券先物取引を委託した顧客</p> <p>c 国債先物等非清算参加者<u>(有価証券等清算取次ぎの委託をした国債証券先物取引の決済が、自らと同一の企業集団に含まれる国債先物等清算参加者によって行われる者に限る。)</u></p> <p>d <u>自らと同一の企業集団に含まれる</u>国債先物等非清算参加者に対して国債証券先物取引を委託した顧客<u>(委託をした国債証券先物取引の決済が、自らと同一の企業集団に含まれる国債先物等清算参加者によって行われる者に限る。)</u></p> <p>(14)～(15)の2 (略)</p> <p>(新設)</p>

条の3の規定により、当社、国債先物等清算参加者及びクロスマージン利用者のうち第13号の8bからdまでに掲げる者（同号dに掲げる者については、その国債証券先物取引の委託先である国債先物等非清算参加者を含む。）の間で国債先物清算約定等に係る権利義務（国債先物清算約定、国債証券先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託及び国債証券先物取引の委託に係る権利義務をいう。以下同じ。）を新たに発生させるとともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うことをいう。

(15)の4 「国債先物承継清算参加者」とは、国債先物承継により発生する権利義務の当事者となる国債先物等清算参加者をいう。

(15)の5 (略)

(15)の6 (略)

(15)の7 (略)

(15)の8 「国債先物バックアップ受託者」

とは、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合に、国債先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物承継を行う先として、第45条の3に定めるところによりあらかじめクロスマージン利用者から指定を受けている国債先物等清算参加者をいう。

(15)の9 (略)

(16)～(24) (略)

(24)の2 「承継」とは、第53条の4第4項の規定により、当社及び清算参加者の間で清算約定（自己分）に係る権利義務を新たに発生させるとともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うこと又は第58条の3第4項、第94条第6項若しくは第94条の2第2項の規定により、当社、清算参加者及び清算委託者の間で清算約定（委託分）及び清算委託取引に係る権利義務を新たに発

(新設)

(15)の5 (略)

(15)の3 (略)

(15)の4 (略)

(新設)

(15)の6 (略)

(16)～(24) (略)

(24)の2 「承継」とは、第53条の4第4項の規定により、当社及び承継清算参加者の間で清算約定（自己分）に係る権利義務を新たに発生させるとともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うこと又は第58条の3第4項若しくは第94条第6項の規定により、当社、承継清算参加者及び清算委託者の間で清算約定（委託分）及び清算委託取引に係る権利義務を新たに発生させると

生させるとともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うことをいう。

(24)の3～(73) (略)

2・3 (略)

(信用状況に応じた清算参加者に対する当初証拠金の割増措置)

第32条 (略)

2 前項の規定は清算約定(委託分)に係る当初証拠金所要額について準用する。この場合において、当初証拠金所要額の引上げの措置は、清算委託者がバックアップ受託者を指定しているとき(清算委託者がクロスマージン利用者である場合には、当該清算委託者がバックアップ受託者及び国債先物バックアップ受託者を指定しているとき)には、当該清算委託者の清算約定(委託分)に係る当初証拠金について、対象としないこととする。ただし、当該バックアップ受託者(清算委託者が複数のバックアップ受託者を指定しているときには、当該バックアップ受託者のすべて)が前項の規定による当初証拠金所要額の引上げの措置を受けている場合は、この限りでない。

(バックアップ受託者の指定等)

第45条の2 (略)

2 前項の指定(以下「バックアップ受託者の指定」という。)を行おうとする清算委託者及び当該バックアップ受託者の指定を受けようとする受託清算参加者は、当該清算委託者に対し現に有価証券等清算取次ぎを行っている受託清算参加者について破綻等が認定された場合に、第94条又は第94条の2の規定に基づき当該清算委託者の計算により成立している清算約定(委託分)及び清算委託取引の全部又は一部に対応する権利義務を一括して当該他の受託清算

とともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うことをいう。

(24)の3～(73) (略)

2・3 (略)

(信用状況に応じた清算参加者に対する当初証拠金の割増措置)

第32条 (略)

2 前項の規定は清算約定(委託分)に係る当初証拠金所要額について準用する。この場合において、当初証拠金所要額の引上げの措置は、清算委託者がバックアップ受託者を指定しているときには、当該清算委託者の清算約定(委託分)に係る当初証拠金について、対象としないこととする。ただし、当該バックアップ受託者(清算委託者が複数のバックアップ受託者を指定しているときには、当該バックアップ受託者のすべて)が前項の規定による当初証拠金所要額の引上げの措置を受けている場合は、この限りでない。

(バックアップ受託者の指定等)

第45条の2 (略)

2 前項の指定(以下「バックアップ受託者の指定」という。)を行おうとする清算委託者及び当該バックアップ受託者の指定を受けようとする受託清算参加者は、当該清算委託者に対し現に有価証券等清算取次ぎを行っている受託清算参加者について破綻等が認定された場合に、第94条の規定に基づき当該清算委託者の計算により成立している清算約定(委託分)及び清算委託取引の全部又は一部に対応する権利義務を一括して当該他の受託清算参加者に承継させる

<p>参加者に承継させることについて、あらかじめ合意するものとする。</p>	<p>ことについて、あらかじめ合意するものとする。</p>
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p>
<p>(国債先物バックアップ受託者の指定等)</p>	
<p>第45条の3 <u>クロスマージン利用者のうち第2</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>条第1項第13号の8bからdまでに掲げる者は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合において、国債先物清算約定等に係る権利義務につき円滑に他の一又は二以上の国債先物等清算参加者に国債先物承継を行う目的で、あらかじめ他の国債先物等清算参加者を国債先物バックアップ受託者として指定することができる。</u></p>	
<p><u>2 前項の指定（以下「国債先物バックアップ受託者の指定」という。）を行おうとする場合には、クロスマージン利用者（当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者を含む。以下第4項から第6項までにおいて同じ。）及び当該国債先物バックアップ受託者の指定を受けようとする国債先物等清算参加者は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合に、第94条の3の規定に基づき当該国債先物清算約定等に係る権利義務の全部又は一部につき一括して当該他の国債先物等清算参加者に国債先物承継を行うことについて、あらかじめ合意するものとする。</u></p>	
<p><u>3 第1項に規定する国債先物バックアップ受託者の指定に係る届出は、当該指定を行おうとするクロスマージン利用者がクロスマージン承諾者を通じて、当社所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して、当社に対して提出することで行うものとする。</u></p>	
<p><u>4 国債先物バックアップ受託者は、クロスマー</u></p>	

ジン利用者との国債先物承継に係る合意に関し、クロスマージン承諾者を通じて、当社の定めるところにより当社に対して報告するものとする。

5 第1項の規定により指定を行った場合には、クロスマージン利用者及び国債先物バックアップ受託者は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合に、クロスマージン利用者と国債先物バックアップ受託者が合意するところに従い、円滑に国債先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物承継を行うことが可能となるよう、当社の定めるところにより事前の体制整備に努めるものとする。

6 国債先物バックアップ受託者の指定を取り消そうとする国債先物バックアップ受託者は、当該指定の取消しについて当該指定を行ったクロスマージン利用者と合意のうえ、クロスマージン承諾者を通じて、当社所定の申請書を当社に対して届け出るものとする。

(クロスマージン制度利用の届出)

第84条の2 清算参加者は、当該清算参加者又は清算委託者がクロスマージン制度を利用しようとする場合には、あらかじめ当社が定めるところにより、当社に届け出なければならない。

2 (略)

(クロスマージン処分取引の実施)

第93条の2 当社は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合には、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、同条に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定について、証券取引等業務方法書第73条の15の4第2項に規定する転売又は買戻しその他必

(クロスマージン制度利用の届出)

第84条の2 清算参加者は、当該清算参加者又は清算委託者(当該清算参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。)がクロスマージン制度を利用しようとする場合には、あらかじめ当社が定めるところにより、当社に届け出なければならない。

2 (略)

(クロスマージン処分取引の実施)

第93条の2 当社は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合には、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、同条に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定について、証券取引等業務方法書第73条の15の4第2項に規定する転売又は買戻しその他必

<p>要と認める整理を任意の国債先物等清算参加者をして行わせることができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(受託清算参加者破綻時における清算約定(委託分)等の承継)</p> <p>第94条 清算委託者(当社が規則で定める清算委託者のうち、清算受託契約に規定する期限の利益喪失事由が発生していない者に限る。以下本条及び次条において同じ。)は、第91条の規定により当該清算委託者の計算により成立した清算約定(委託分)が終了した場合には、当社が規則で定める期間内に限り、承継清算参加者を經由して当社に当社所定の承継申込書を交付することにより、当該清算約定(委託分)に対応する次に掲げる権利義務を一括して一又は二以上の承継清算参加者に承継させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>要と認める整理を任意の国債先物等清算参加者をして行わせるものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(受託清算参加者破綻時における清算約定(委託分)等の承継)</p> <p>第94条 清算委託者(当社が規則で定める清算委託者のうち、清算受託契約に規定する期限の利益喪失事由が発生していない者に限る。以下、本条において同じ。)は、第91条の規定により当該清算委託者の計算により成立した清算約定(委託分)が終了した場合には、当社が規則で定める期間内に限り、承継清算参加者を經由して当社に当社所定の承継申込書を交付することにより、当該清算約定(委託分)に対応する次に掲げる権利義務を一括して一又は二以上の承継清算参加者に承継させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
<p>(クロスマージン承諾者破綻時における清算約定(委託分)等の承継)</p> <p>第94条の2 <u>前条の規定にかかわらず、清算委託者は、クロスマージン承諾者の破綻等により第84条の5第1項に規定する債権債務が成立した場合には、当社が規則で定める期間内に限り、承継清算参加者を經由して当社に当社所定の承継申込書を交付することにより、清算約定(委託分)に対応する次に掲げる権利義務を一括して一又は二以上の承継清算参加者に承継させることができる。</u></p> <p>(1) <u>クロスマージン承諾者及び当社の間当該清算約定(委託分)に係る権利義務(第84条の5第1項の規定により債権債務が成立する直前のもの)と当社が規則で定める条</u></p>	<p>(新設)</p>

件が同一となる権利義務

(2) クロスマージン承諾者及び当該清算委託者の間の清算委託取引に係る権利義務（第84条の5第1項の規定により債権債務が成立する直前のもの）と当社が規則で定める条件が同一となる権利義務

2 前条第2項から第8項までの規定は、前項に規定する清算約定（委託分）及び清算委託取引に係る権利義務（「清算約定（委託分）等」という。以下本条及び次条において同じ。）の承継について準用する。この場合において、同条第5項中「当該承継の申込みが行われた日において」とあるのは「当該承継の申込みが行われた日の午後4時において」と、「当該日の翌当社営業日の午前11時までに」とあるのは「当該日の午後4時までに」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するクロスマージン利用者による清算約定（委託分）等の承継は、クロスマージン利用者が国債先物承継清算参加者（当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者を含む。）との間で国債先物承継を行うことについて合意し、国債先物承継清算参加者を經由して当社所定の国債先物承継申込書を当社に届け出ていることを条件に行うことができる。

(クロスマージン承諾者破綻時等における国債先物清算約定等に係る権利義務の国債先物承継)

第94条の3 クロスマージン利用者のうち第2 (新設)

条第1項第13号の8bからdまでに掲げる者は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した場合（当該クロスマージン利用者が、指定市場開設者が定める先物・オプション取引口座設定約諾書若しくはクロスマージン申請者

との間で締結した国債先物等清算受託契約書の定めるところにより、当然に期限の利益を喪失したとき又は指定市場開設者から支払不能若しくは支払不能となるおそれがあると認められたことにより市場デリバティブ取引の有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けたときを除く。)には、当社が規則で定める期間内に限り、国債先物承継清算参加者を經由して当社に当社所定の国債先物承継申込書を交付することにより、当該債権債務及び同条第2項に規定する法律関係に対応する次に掲げる権利義務につき一括して国債先物承継清算参加者に国債先物承継を行うことができる。

(1) クロスマージン承諾者及び当社の間
の第84条の5第1項に規定する債権債務（同項の規定により当該債権債務が成立した時点のもの）と当社が規則で定める条件が同一となる権利義務

(2) クロスマージン承諾者及び清算委託者
の間の第84条の5第2項に規定する法律関係（同条第1項の規定により債権債務が成立した時点のもの）と当社が規則で定める条件が同一となる権利義務

2 クロスマージン利用者は、前項の規定により当社に対して同項の権利義務につき国債先物承継の申込みをする場合には、あらかじめ、国債先物承継清算参加者に対して当該国債先物承継の申込みをし、その承諾（当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者の合意を含む。）を得なければならない。

3 国債先物承継清算参加者は、前項の国債先物承継の承諾をし、かつ当該国債先物承継に係るクロスマージン利用者から国債先物承継申込書の交付を受けた場合には、第1項の期間内に、

当社に対して、当該国債先物承継申込書（国債先物承継清算参加者が当該国債先物承継の申込みを受けた旨及び当該承諾をした旨（当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者が合意した旨を含む。）、当該クロスマージン利用者が当社に国債先物承継の申込みをする旨並びに国債先物承継清算参加者が当社に国債先物承継の申込みをする旨が記載されていることを要する。）を提出しなければならない。

4 当社は、前項の規定により国債先物承継の申込みを受領した場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める内容を条件として、当該国債先物承継の申込みを承諾することとする。

(1) クロスマージン承諾者の破綻等により第84条の5第1項に規定する債権債務が成立したとき

前条に規定する清算約定（委託分）等の承継が可能であること

(2) クロスマージン承諾者の破綻等以外の理由により第84条の5第1項に規定する債権債務が成立したとき

当社が当該国債先物承継の申込みの行われた日の午後4時において当該国債先物承継が行われたと仮定して第64条及び第65条の規定に基づき算出した当初証拠金の額を、当該日の午後4時までに当該クロスマージン承諾者が当社に対して預託したこと

5 当社が前項の規定による承諾を行った場合、次に定めるところにより対象国債先物清算約定の決済及び国債先物承継が行われるものとする。

(1) 国債先物承継日に、次のaからcまでに掲げる場合には、当該aからcまでに定め

る者の間において第1項各号の権利義務が発生する。

a クロスマージン利用者が第2条第1項第13号の8bに掲げる者である場合

当社、国債先物承継清算参加者及び当該国債先物承継清算参加者に国債証券先物取引を委託する当該承諾に係る顧客

b クロスマージン利用者が第2条第1項第13号の8cに掲げる者である場合

当社、国債先物承継清算参加者及び当該国債先物承継清算参加者に国債証券先物取引に係る有価証券等清算取次ぎを委託する当該承諾に係る国債先物等非清算参加者

c クロスマージン利用者が第2条第1項第13号の8dに掲げる者である場合

当社、国債先物承継清算参加者、当該国債先物承継清算参加者に国債証券先物取引に係る有価証券等清算取次ぎを委託する国債先物等非清算参加者及び当該国債先物等非清算参加者に国債証券先物取引を委託する当該承諾に係る顧客

(2) 前号の規定により発生する権利義務は、次のaからcまでに掲げるものとみなす。

a 前号aに定める者の間においては、当該承諾に係る顧客の国債先物承継清算参加者に対する国債証券先物取引の委託に基づ

き、当該国債先物承継清算参加者が国債先物承継の時点で成立させた国債先物清算約定及びその国債証券先物取引の委託に係る権利義務

b 前号bに定める者の間においては、当該承諾に係る国債先物等非清算参加者の国債先物承継清算参加者に対する国債証券先物

取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づき、当該国債先物承継清算参加者が国債先物承継の時点で成立させた国債先物清

算約定及びその国債証券先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に係る権利義務

c 前号cに定める者の間においては、当該承諾に係る顧客の国債先物等非清算参加者に対する国債証券先物取引の委託及び当該国債先物等非清算参加者の国債先物承継清算参加者に対する国債証券先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づき、当該国債先物承継清算参加者が国債先物承継の時点で成立させた国債先物清算約定、その国債証券先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に係る権利義務及び当該承諾に係る顧客の当該国債先物等非清算参加者に対する国債証券先物取引の委託に係る権利義務

(3) 当該国債先物承継は、第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した日の前営業日における清算値段（証券取引等業務方法書に定める清算値段をいう。）を約定値段として行われるものとする。

(4) 当社及びクロスマージン承諾者は、第1号の規定による権利義務の発生に伴い、当社が規則で定めるところにより、クロスマージン更新差金相当額（クロスマージン更新差金に相当する額をいう。以下同じ。）の授受を行う。

(5) 当社及びクロスマージン承諾者の間の第84条の5第1項に規定する債権債務並びにクロスマージン承諾者及び清算委託者の間の同条第2項に規定する法律関係は、将来に向かって消滅する。

6 前項の規定により成立した当社及び国債先物承継清算参加者の間の権利義務については、これを国債先物清算約定とみなして、証券取引等業務方法書等（証券取引等業務方法書及び証券取引等業務方法書に基づき定める規則をいう。）

の規定を適用する。

7 前各項に規定するほか、国債先物承継に関し必要な事項は、当社が規則で定める。

(破綻処理入札の実施)

第95条 当社は、清算参加者の破綻等を認定した場合には、破綻処理清算約定の終了に伴う当社のポジションを再構築するため、破綻処理清算約定（第94条及び第94条の2の規定により承継清算参加者に承継された清算約定（委託分）を除く。）の終了、損失回避取引及びクロスマージン処分取引により当社に生じ得る損失（業務方法書第84条の5第1項の規定により債権債務が成立している場合は、当該債権債務から当社に生じ得る損失を含む。）の解消を目的とする金利スワップ取引を行うための入札（以下「破綻処理入札」という。）を実施することができる。

2～5 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成29年1月30日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成29年1月30日以後の当社が定める日から施行する。

(破綻処理入札の実施)

第95条 当社は、清算参加者の破綻等を認定した場合には、破綻処理清算約定の終了に伴う当社のポジションを再構築するため、破綻処理清算約定（前条の規定により承継清算参加者に承継された清算約定（委託分）を除く。）の終了、損失回避取引及びクロスマージン処分取引により当社に生じ得る損失（業務方法書第84条の5第1項の規定により債権債務が成立している場合は、当該債権債務から当社に生じ得る損失を含む。）の解消を目的とする金利スワップ取引を行うための入札（以下「破綻処理入札」という。）を実施することができる。

2～5 （略）

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(4)の2 「パッケージ取引」とは、清算参加者が、当社に対して、任意に組み合わせた複数の適格金利スワップ取引について一括で債務負担の申込みを行う場合における当該取引の集合をいう。</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(9) (略)</p>
<p>(バックアップ受託者の指定等)</p> <p>第26条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務方法書第45条の2第5項に規定する当社の定める体制整備の内容は、次の各号に定めるすべての内容とする。</p> <p>(1) 前項第1号aに定める条件についてあらかじめ合意すること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 清算約定(委託分)及び清算委託取引を承継させた後に日々行うこととなる<u>金銭等</u>の授受に係るオペレーションを確立すること(清算約定(委託分)及び清算委託取引に係る情報の授受方法、<u>金銭等</u>の授受に利用する口座情報の確認を含む。)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(バックアップ受託者の指定等)</p> <p>第26条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務方法書第45条の2第5項に規定する当社の定める体制整備の内容は、次の各号に定めるすべての内容とする。</p> <p>(1) 前項1号aに定める条件についてあらかじめ合意すること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 清算約定(委託分)及び清算委託取引を承継させた後に日々行うこととなる<u>証拠金等</u>の授受に係るオペレーションを確立すること(清算約定(委託分)及び清算委託取引に係る情報の授受方法、<u>証拠金等</u>の授受に利用する口座情報の確認を含む。)</p> <p>(4) (略)</p>
<p><u>(国債先物バックアップ受託者の指定等)</u></p>	

第26条の3 業務方法書第45条の3第4項に (新設)

規定する当社に対する報告は、次に定めるとおりとする。

(1) 次の a 又は b に掲げる事項について国債先物バックアップ受託者の指定の当事者となるクロスマージン利用者（当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合には、当該国債先物等非清算参加者を含む。以下本条において同じ。）及び国債先物等清算参加者が合意をしている場合は、当該 a 又は b に定める内容について速やかに、クロスマージン承諾者を通じて当社に対して報告することとする。

a 国債先物バックアップ受託者の指定の当事者となるクロスマージン利用者及び国債先物等清算参加者の間において、国債先物清算約定等に係る権利義務（国債先物清算約定、国債証券先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託及び国債証券先物取引の委託に係る権利義務をいう。以下同じ。）の全部又は一部につき当該国債先物等清算参加者に国債先物承継を行うための条件
当該国債先物承継を行うための条件

b 当該国債先物清算約定等に係る権利義務の全部又は一部につき当該国債先物等清算参加者に円滑に国債先物承継を行うための体制整備を行うこと
当該体制整備の内容

(2) 前号 a 又は b に掲げる事項について合意していた国債先物バックアップ受託者又は国債先物等非清算参加者が、当該合意の内容を変更又は当該合意を解消した場合は、その旨（前号 b に掲げる事項を変更した場合は、変更後の内容を含む。）を速やかにクロスマ

ージン承諾者を通じて当社に対して報告することとする。

2 業務方法書第45条の3第5項に規定する当社の定める体制整備の内容は、次の各号に定めるすべての内容とする。

(1) 前項第1号aに定める条件についてあらかじめ合意すること

(2) 前号に規定する合意に従って国債先物バックアップ受託者に国債先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物承継を行うことが可能かについて、クロスマージン利用者及び国債先物バックアップ受託者の双方が定期的に確認を行うこと

(3) 国債先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物承継を行った後に日々行うこととなる金銭等の授受に係るオペレーションを確立すること（国債先物清算約定等に係る権利義務に係る情報の授受方法、金銭等の授受に利用する口座情報の確認を含む。）

(4) 第1号に規定する合意に基づき、国債先物清算約定等に係る権利義務の国債先物承継を実際に行ったと仮定した場合における定期的な訓練を実施すること

(債務負担に係る条件等)

第28条 業務方法書第49条第1項に規定する当社が定める条件は、同項の適格金利スワップ取引が次に掲げる要件のすべて（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の適格金利スワップ取引にあっては、第1号に掲げる要件に限る。また、第3号及び第4号に掲げる要件にあっては、当該適格金利スワップ取引がパッケージ取引に属する場合に限る。）を満たすこととする。

(1) ~ (2) (略)

(債務負担に係る条件等)

第28条 業務方法書第49条第1項に規定する当社が定める条件は、同項の適格金利スワップ取引が次に掲げる要件のすべて（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の適格金利スワップ取引にあっては、第1号に掲げる要件に限る。）を満たすこととする。

(1) ~ (2) (略)

<p>(3) <u>パッケージ取引を構成する適格金利スワップ取引について、当事者が各取引間で同一であることその他当社が通知又は公示により定める要件を満たすこと。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) <u>構成するパッケージ取引を特定するための情報が付されていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 当社は、業務方法書第49条第1項の規定による債務負担要件の確認を、次の各号に掲げる債務負担の申込みの区分に応じて、当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) バックロード取引以外の取引に係る債務負担の申込み 債務負担の申込み <u>(当該取引がパッケージ取引を構成する場合には、当該パッケージ取引を構成するすべての適格金利スワップ取引に係る申込み)</u> を受領した後速やかに行う。</p>	<p>2 当社は、業務方法書第49条第1項の規定による債務負担要件の確認を、次の各号に掲げる債務負担の申込みの区分に応じて、当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) バックロード取引以外の取引に係る債務負担の申込み 債務負担の申込みを受領した後速やかに行う。</p>
<p>3～7 (略)</p>	<p>3～7 (略)</p>
<p>(清算約定の取引毎コンプレッションの申込みの方法等)</p>	<p>(清算約定の取引毎コンプレッションの申込みの方法等)</p>
<p>第30条 (略)</p>	<p>第30条 (略)</p>
<p>2 業務方法書第53条第2項に規定する当社が定める条件は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 取引毎コンプレッションの申込みに係る清算約定</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>削除</u></p> <p>c (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 業務方法書第53条第2項に規定する当社が定める条件は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 取引毎コンプレッションの申込みに係る清算約定</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>アップフロントフィーの決済日が取引毎コンプレッション要件の確認を行う日以前であること。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>5 業務方法書第53条第3項に規定する当社が</p>	<p>5 業務方法書第53条第3項に規定する当社が</p>

<p>定めるものは、同条第2項に規定する取引毎コンプレッション要件の充足を確認することができたときに既に発生している<u>債権債務のうち次の各号に掲げるもの（第2号に掲げる債権債務にあつては、当該取引毎コンプレッションの申込みの対象が外貨建清算約定である場合に限る。）をいう。</u></p>	<p>定めるものは、同条第2項に規定する取引毎コンプレッション要件の充足を確認することができたときに既に発生している<u>当該取引毎コンプレッションの申込みの対象である外貨建清算約定に係る預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務とする。</u></p>
<p>(1) <u>支払いが完了していないアップフロントフィーに関する債権債務</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(清算約定のクーポン・ブレンディングの申込みの方法等)</p>	<p>(清算約定のクーポン・ブレンディングの申込みの方法等)</p>
<p>第30条の2 (略)</p>	<p>第30条の2 (略)</p>
<p>2 業務方法書第53条の2第2項に規定する当社の定める条件は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>2 業務方法書第53条の2第2項に規定する当社の定める条件は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。</p>
<p>(1) <u>クーポン・ブレンディングの申込みに係る清算約定</u></p>	<p>(1) <u>クーポン・ブレンディングの申込みに係る清算約定</u></p>
<p>a (略)</p>	<p>a (略)</p>
<p>b <u>削除</u></p>	<p>b <u>アップフロントフィーの決済日がクーポン・ブレンディング要件の確認を行う日以前であること。</u></p>
<p>c～e (略)</p>	<p>c～e (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>5 業務方法書第53条の2第3項に規定する当社が定めるものは、同条第2項に規定するクーポン・ブレンディング要件の充足を確認することができたときに既に発生している<u>債権債務のうち次の各号に掲げるもの（第2号に掲げる債権債務にあつては、当該クーポン・ブレンディングの申込みの対象が外貨建清算約定である場</u></p>	<p>5 業務方法書第53条の2第3項に規定する当社が定めるものは、同条第2項に規定するクーポン・ブレンディング要件の充足を確認することができたときに既に発生している<u>当該クーポン・ブレンディングの申込みの対象である外貨建清算約定に係る預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務とする。</u></p>

<p>合に限る。)をいう。</p>	
<p>(1) <u>支払いが完了していないアップフロントフィーに関する債権債務</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(クロスマージン制度利用の届出)</p>	<p>(クロスマージン制度利用の届出)</p>
<p>第42条の2 (略)</p>	<p>第42条の2 (略)</p>
<p>2 <u>清算参加者は、当該清算参加者がクロスマージン申請者となる国債先物等清算参加者と異なる企業集団に属する場合であって、清算委託者が当該国債先物等清算参加者でない場合には、当該清算委託者について、前項第3号に掲げるクロスマージン利用者となる者として届け出ることができない。</u></p>	<p>2 <u>清算参加者は、金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第8条第3項の規定に従い当社に届け出られている清算委託者について、前項第3号に掲げるクロスマージン利用者となる者として届け出ることができない。</u></p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(日本円による資金決済の方法)</p>	<p>(日本円による資金決済の方法)</p>
<p>第43条 業務方法書第85条第1項に規定する当社が定める金銭の授受は、次に掲げる金銭の授受とする。</p>	<p>第43条 業務方法書第85条第1項に規定する当社が定める金銭の授受は、次に掲げる金銭の授受とする。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(7) <u>金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第8条第5項第1号に規定する承継時支払金額、同項第2号に規定する未払債務（日本円により授受するものに限る。）及び業務方法書第94条の3第5項第4号に規定するクロスマージン更新差金相当額</u></p>	<p>(7) <u>金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第8条第4項第1号に規定する承継時支払金額及び同項第2号に規定する未払債務（日本円により授受するものに限る。）</u></p>
<p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(8)～(11) (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>付 則</p>	

この改正規定は、平成29年1月30日から施行する。

別表2 当初証拠金所要額の算出方法

1 当初証拠金所要額

(1) ・ (1) の2 (略)

(2) 清算約定(委託分)(業務方法書第94条第1項及び第94条の2第1項に定める清算委託者以外の清算委託者に係るものに限る。)に係る当初証拠金所要額

前2号の規定は、清算約定(委託分)に係る当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中「清算約定(自己分)」とあるのは「清算約定(委託分)」と、「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と読み替えるものとする。

(3) 清算約定(委託分)(業務方法書第94条第1項及び第94条の2第1項に定める清算委託者に係るものに限る。)に係る当初証拠金所要額(ノンヘッジ口座に係るものを除く。)

第1号及び第1号の2の規定は、本号に規定する当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中「清算約定(自己分)」とあるのは「清算約定(委託分)」と、「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と、「5日間の変動幅」とあるのは「7日間の変動幅」と読み替えるものとする(以下、本号における想定変動イールド・カーブを「特別想定変動イールド・カーブ」と、本号におけるストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブを「ストレスイベントシナリオ特別想定変動イールド・カーブ」と、

別表2 当初証拠金所要額の算出方法

1 当初証拠金所要額

(1) ・ (1) の2 (略)

(2) 清算約定(委託分)(業務方法書第94条第1項に定める清算委託者以外の清算委託者に係るものに限る。)に係る当初証拠金所要額

前2号の規定は、清算約定(委託分)に係る当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中「清算約定(自己分)」とあるのは「清算約定(委託分)」と、「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と読み替えるものとする。

(3) 清算約定(委託分)(業務方法書第94条第1項に定める清算委託者に係るものに限る。)に係る当初証拠金所要額(ノンヘッジ口座に係るものを除く。)

第1号及び第1号の2の規定は、本号に規定する当初証拠金所要額の算出について準用する。この場合において、同号中「清算約定(自己分)」とあるのは「清算約定(委託分)」と、「自己取引口座」とあるのは「各委託取引口座」と、「5日間の変動幅」とあるのは「7日間の変動幅」と読み替えるものとする(以下、本号における想定変動イールド・カーブを「特別想定変動イールド・カーブ」と、本号におけるストレスイベントシナリオ想定変動イールド・カーブを「ストレスイベントシナリオ特別想定変動イールド・カーブ」と、「想定変動値段」を「特別想定変動値段」と、

「想定変動値段」を「特別想定変動値段」と、「ストレスイベントシナリオ想定変動値段」を「ストレスイベントシナリオ特別想定変動値段」という。)

(4) (略)

2 (略)

3 債務負担時所要証拠金

(1) 清算約定(自己分)に係る債務負担時所要証拠金

a 清算約定(自己分)に係る債務負担時所要証拠金は、当社が業務方法書第48条第1項に規定する債務負担の申込みに係る通知を受領した時点(以下本項において「申込受領時点」という。)における自己取引口座の清算約定に、当該申込みに係る適格金利スワップ取引(パッケージ取引に係る債務負担の申込みの場合にあっては、パッケージ取引を構成するすべての適格金利スワップ取引)を加えた清算約定及び算出日の前当社営業日の午後6時30分までに当該自己取引口座に係る清算参加者が当該自己取引口座に関してクロスマージンの承諾を行った国債証券先物取引の建玉について算出した当初証拠金相当額に変動証拠金相当額・損益差金を加減した額に、未決済金額(業務方法書第85条の2第1項第1号の規定により差引計算した結果負数である場合の当該負数の額の絶対値をいう。以下同じ。)及び申込受領時点において預託又は支払いが完了していない外貨建清算約定に係る変動証拠金等の額(決済未了金額を除く。)を当社が公示により定める為替相場を用いて日本円に換算した額を加算した額とする。ただし、当社が市場環境の急激な変化が生じた場合その他当社の金利スワ

「ストレスイベントシナリオ想定変動値段」を「ストレスイベントシナリオ特別想定変動値段」という。)

(4) (略)

2 (略)

3 債務負担時所要証拠金

(1) 清算約定(自己分)に係る債務負担時所要証拠金

a 清算約定(自己分)に係る債務負担時所要証拠金は、当社が業務方法書第48条第1項に規定する債務負担の申込みに係る通知を受領した時点(以下本項において「申込受領時点」という。)における自己取引口座の清算約定に、当該申込みに係る適格金利スワップ取引を加えた清算約定及び算出日の前当社営業日の午後6時30分までに当該自己取引口座に係る清算参加者が当該自己取引口座に関してクロスマージンの承諾を行った国債証券先物取引の建玉について算出した当初証拠金相当額に変動証拠金相当額・損益差金を加減した額に、未決済金額(業務方法書第85条の2第1項第1号の規定により差引計算した結果負数である場合の当該負数の額の絶対値をいう。以下同じ。)及び申込受領時点において預託又は支払いが完了していない外貨建清算約定に係る変動証拠金等の額(決済未了金額を除く。)を当社が公示により定める為替相場を用いて日本円に換算した額を加算した額とする。ただし、当社が市場環境の急激な変化が生じた場合その他当社の金利スワップ取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。

ップ取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。

b～e (略)

(2)～(4) (略)

様式第3号 清算受託契約の様式

金利スワップ清算受託契約書

(クロスマージン制度を利用する場合の適用規定の変更)

第55条 乙がクロスマージン制度を利用する場合

合、第23条の3、第28条の9、第34条、第35条及び第37条の2の規定の適用については、以下のとおりとする。

(1) 第23条の3第1項中「差金発生日から起算して翌々JSCC営業日」とあるのは「当該クロスマージン更新差金の発生日から起算して翌々JSCC営業日」とする。

(2) 第28条の9第1項中「甲とクリアリング機構との間のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務が成立した場合で」とあるのは「クロスマージン申請者とクリアリング機構との間のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務が甲とクリアリング機構との間で成立した場合で」とする。

(3) 第34条第5項の規定は、適用しない。

(4) 第35条第1項から第3項まで及び第5項中「前条の規定による未決済約定の承継が行われなかったときは」とあるのは「第34条の規定による未決済約定の承継又は第34条の2の規定によるクロスマージン未決済約定の承継が行われなかったときは」とする。

b～e (略)

(2)～(4) (略)

様式第3号 清算受託契約の様式

金利スワップ清算受託契約書

(新設)

(5) 第35条第1項第1号中「次のaからfに掲げる額の合計額」とあるのは「次のaからgに掲げる額の合計額」と、「bからfまでに掲げる金額の合計額」とあるのは「bからgまでに掲げる金額の合計額」とする。

(6) 第35条第1項第1号a中「第34条に規定する未決済約定の承継を行うことができる期間」とあるのは「第34条に規定する未決済約定の承継又は第34条の2に規定するクロスマージン未決済約定の承継を行うことができる期間」とする。

(7) 第35条第1項第1号b中「業務方法書第94条に規定する清算約定の承継」とあるのは「業務方法書第94条又は第94条の2に規定する清算約定の承継」とする。

(8) 第35条第1項第1号fの次に以下の一項目を加えて適用する。

g 乙がクロスマージン利用者である場合において、乙のクロスマージン対象国債先物清算約定を対象としてクロスマージン処分取引が行われた場合は、当該クロスマージン処分取引により成立した清算約定に係る変動証拠金等の額。

(9) 第35条第5項中「甲乙間に存在するすべての本契約に基づく金銭債務（第1項の期限前終了手数料に相当する額（以下「期限前終了手数料相当額」という。）の支払債務」とあるのは「甲乙間に存在するすべての本契約に基づく金銭債務（第1項の期限前終了手数料に相当する額（以下「期限前終了手数料相当額」という。）の支払債務（本清算取次口座にクロスマージン対象国債先物清算約定が記録されている場合にあつては、当該委託清算約定について生じる第1項の期限前終了手数料の支払債務に、第28条の9第1項の

規定により成立する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係に関する甲乙間に存在する支払債務を含むものとする。)』とする。

(10) 第37条の2第1項中「甲は、乙の取次ぎの委託に基づき、乙の計算により、クリアリング機構との間で業務方法書第93条の2第2項に基づきクロスマージン処分取引を行うことができる。ただし、乙が甲と同一の企業集団に含まれない者である場合は、この限りでない。」とあるのは「甲は、乙の取次ぎの委託に基づき、乙の計算により、クリアリング機構との間で業務方法書第93条の2第2項に基づきクロスマージン処分取引を行うことができる。」とする。

2 前項の場合には、第34条の次に以下の二条を加えて適用する。

(クロスマージン未決済約定の承継)

第34条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、甲の破綻等により第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した場合には、業務方法書等の定める期間内に限り、業務方法書等の定めに従い、承継清算参加者を經由してクリアリング機構にクリアリング機構所定の承継申込書を交付し、当該承継の申込みをクリアリング機構が承諾した場合には、次に掲げる権利義務（以下総称して「クロスマージン未決済約定」という。）を一括して承継清算参加者に承継させることができる。

(1) 甲及びクリアリング機構の間の委託清算約定に係る権利義務（第28条の9第1項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立する直前のもの）と業務方法書等の定める条件が同

一となる権利義務

(2) 甲及び乙の間の本清算委託取引に係る権利義務（第28条の9第1項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立する直前のもの）と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務

2 甲及び乙は、前項の規定により承継清算参加者がクロスマージン未決済約定を承継した場合には、当該承継の時点で、第17条の規定により乙が返還請求権を有する当初証拠金が承継清算参加者を代理人としてクリアリング機構に預託された当初証拠金とみなされることについて、本契約をもってあらかじめ同意する。

3 乙は、第1項の規定によりクリアリング機構に対してクロスマージン未決済約定の承継の申込みをする場合には、あらかじめ、承継清算参加者に対して当該承継の申込みをし、その承諾を得なければならない。

4 承継清算参加者がクロスマージン未決済約定を承継した場合、甲乙の間の本清算委託取引並びに当該本清算委託取引について授受された変動証拠金に係る権利義務（甲の破綻等が認定された時点で弁済期が到来している甲の債務及び業務方法書第85条の5第1項に規定する決済未了金額に係る甲の債務を除く。）及び委託当初証拠金に係る権利義務（第2項の規定により承継清算参加者を代理人としてクリアリング機構に預託されたものとみなされる部分に限る。）は、業務方法書等の定めるところにより、将来に向かって消滅する。

5 前各項までに規定する乙によるクロスマージン未決済約定の承継は、乙が国債先物承継

清算参加者との間で国債先物承継を行うことについて合意し、国債先物承継清算参加者を經由してクリアリング機構所定の国債先物承継申込書をクリアリング機構に届け出ていることを条件に行うことができる。

(国債先物清算約定等に係る権利義務の国債先物承継)

第34条の3 乙は、第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した場合には、業務方法書等の定める期間内に限り、業務方法書等の定めに従い、国債先物承継清算参加者を經由してクリアリング機構にクリアリング機構所定の国債先物承継申込書を交付し、当該国債先物承継の申込みをクリアリング機構が承諾した場合には、次に掲げる権利義務（以下総称して「国債先物清算約定等に係る権利義務」という。）につき一括して国債先物承継清算参加者に国債先物承継を行うことができる。

(1) 甲及びクリアリング機構の間の第28条の9第1項に規定するクロスマーゲン対象国債先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務（同項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した時点のもの）と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務

(2) 甲及び乙の間の第28条の9第1項に規定する本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係（同項の規定により本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係が成立した時点のもの）と業務方法書等の定める条件が同一となる権利義務

2 乙は、前項の規定によりクリアリング機構に対して国債先物清算約定等に係る権利義務

の国債先物承継の申込みをする場合には、あらかじめ、国債先物承継清算参加者に対して当該国債先物承継の申込みをし、その承諾（乙が国債証券先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合は当該国債先物等非清算参加者の合意を含む。）を得なければならない。

3 国債先物承継清算参加者に国債先物清算約定等に係る権利義務につき国債先物承継を行った場合、第28条の9第1項に規定するクロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務と同一内容の債権債務及び本清算委託取引と同一の経済効果を有する法律関係は、業務方法書等の定めるところにより、将来に向かって消滅する。

(注6) 甲及び乙は、乙がクロスマージン制度 (新設)
を利用しない場合には、本契約から第55条を削除することができる。

金利スワップ清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 金利スワップ清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項に規定するストレス時想定損失負担額は、対応する金利スワップ清算基金算出日における担保超過リスク額が上位である清算参加者2社（当該清算参加者を含む企業集団に含まれる他の清算参加者を含む。）の担保超過リスク額の合計額を、当該金利スワップ清算基金算出日における前項の各清算参加者の自己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額に応じて按分した額とする。なお、本項において「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の金利スワップ清算基金算出日における午後7時時点における自己取引口座及び各委託取引口座に係る清算約定に係るストレス時リスク相当額（金利スワップ取引に係る清算イーロード・カーブ並びにクロスマージン対象国債先物清算約定に係るイーロード・カーブの極端な変動により、当該清算約定から当該各清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。）から当該各清算参加者の当該当社営業日の当該自己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額を差し引いた額（<u>当該委託取引口座に係る当該額が負数となる場合は、0とする。</u>）を、当該各清算参加者について合算した額（<u>当該合算した額が負数となる場合は、0とする。</u>）をいう。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>別表 金利スワップ清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項に規定するストレス時想定損失負担額は、対応する金利スワップ清算基金算出日における担保超過リスク額が上位である清算参加者2社（当該清算参加者を含む企業集団に含まれる他の清算参加者を含む。）の担保超過リスク額の合計額を、当該金利スワップ清算基金算出日における前項の各清算参加者の自己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額に応じて按分した額とする。なお、本項において「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の金利スワップ清算基金算出日における午後7時時点における自己取引口座及び各委託取引口座に係る清算約定に係るストレス時リスク相当額（金利スワップ取引に係る清算イーロード・カーブ並びにクロスマージン対象国債先物清算約定に係るイーロード・カーブの極端な変動により、当該清算約定から当該各清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。）から当該各清算参加者の当該当社営業日の当該自己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額を差し引いた額（当該額が負数となる場合は、0とする。）を、当該各清算参加者について合算した額をいう。</p>

この改正規定は、平成29年1月30日から施行する。

金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算約定(委託分)の承継)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務方法書第94条第1項に規定する当社が定める清算委託者は、受託清算参加者と同一の企業集団に含まれない清算委託者及び受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる清算委託者のうち、受託清算参加者について破綻等が認定された場合に自身の清算約定(委託分)及び清算委託取引に係る権利義務の承継を希望する旨を当社に届け出た者をいう。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>(清算約定(委託分)の承継)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務方法書第94条第1項に規定する当社が定める清算委託者は、受託清算参加者と同一の企業集団に含まれない清算委託者及び受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる清算委託者<u>(自身をクロスマージン利用者とする業務方法書第84条の2に規定する届出が行われている清算委託者を除く。)</u>のうち、受託清算参加者について破綻等が認定された場合に自身の清算約定(委託分)及び清算委託取引に係る権利義務の承継を希望する旨を当社に届け出た者をいう。</p> <p>4～8 (略)</p>
<p>(クロスマージン承諾者破綻時における清算約定(委託分)等の承継)</p> <p>第8条の2 <u>業務方法書第94条の2第1項に規定する当社が規則で定める期間(次条において「クロスマージン承継申請期間」という。)</u>は、<u>業務方法書第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した日から当該日の翌々当社営業日の午後1時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は、前項に規定する期間について、承継を希望している清算委託者及び受託清算参加者が金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第26条の2第3項各号に定める内容の体制整備を行い、かつ、国債先物承継を希望しているクロスマージン利用者(当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引を国債先物等非清算参加者に</u></p>	<p>(新設)</p>

委託している場合は当該国債先物等非清算参加者を含む。)及び国債先物等清算参加者が金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第26条の3第2項各号に定める内容の体制整備を行っている場合には、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、金利スワップ取引及び国債証券先物取引の状況、当社に生じ得る損失の可能性その他の事情を勘案したうえで、最大で業務方法書第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した日の6当社営業日後まで延長することができるものとする。この場合において、当社は毎当社営業日、当該延長の可否について判断する。

3 前条第3項から第8項の規定は、業務方法書第94条の2に規定する清算約定（委託分）等の承継について準用する。この場合において、前条第3項中「業務方法書第94条第1項」とあるのは「業務方法書第94条の2第1項」と、同条第4項中「業務方法書第94条第1項第1号及び第2号」とあるのは「業務方法書第94条の2第1項第1号及び第2号」と、同条第5項中「業務方法書第94条第5項」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第5項」と、「業務方法書第94条第6項第2号」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第6項第2号」と、同条第6項中「業務方法書第94条第5項」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第5項」と、同条第7項中「業務方法書第94条第6項」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第6項」と、「業務方法書第94条第5項」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法

<p><u>書第94条第5項」と、同条第8項中「業務方法書第94条第6項第6号」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第6項第6号」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p><u>(クロスマージン承諾者破綻時等における国債先物清算約定等に係る権利義務の国債先物承継)</u></p>	
<p><u>第8条の3 業務方法書第94条の3第1項に規定する当社が規則で定める期間は、クロスマージン承継申請期間と同一の期間とする。</u></p>	(新設)
<p><u>2 業務方法書第94条の3第1項第1号及び第2号に規定する当社が定める条件は、当社が通知又は公示により定める。</u></p>	
<p><u>3 業務方法書第94条の3第5項第4号に規定するクロスマージン更新差金相当額については、同第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した日から国債先物承継が行われる日までの間に、クロスマージン承諾者から当社に対して同第77条の2の規定により支払われたクロスマージン更新差金の累計額が正数の場合には当社から当該クロスマージン承諾者に当該クロスマージン更新差金相当額を支払い、累計額が負数の場合には当該クロスマージン承諾者から当社に当該クロスマージン更新差金相当額を支払うものとする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成29年1月30日から施行する。</p>	

証券取引等清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 業務方法書の一部改正新旧対照表
2. 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(クロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務の消滅)</p> <p>第73条の15の4 (略)</p> <p>2 前項の規定に従い債権債務が消滅した場合には、当社は、金利スワップ取引業務方法書の定めるところに従い、同項のクロスマージン申請者のクロスマージン対象国債先物清算約定について<u>転売若しくは買戻し又は金利スワップ取引業務方法書第2条第1項第15号の3に規定する国債先物承継</u>その他必要と認める整理を行わせることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(クロスマージン対象国債先物清算約定に係る債権債務の消滅)</p> <p>第73条の15の4 (略)</p> <p>2 前項の規定に従い債権債務が消滅した場合には、当社は、金利スワップ取引業務方法書の定めるところに従い、同項のクロスマージン申請者のクロスマージン対象国債先物清算約定について<u>転売又は買戻し</u>その他必要と認める整理を行わせることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(国債先物承継等に関する金利スワップ取引業務方法書の適用)</p> <p>第73条の15の5 <u>前条第2項に規定する国債先物承継については、金利スワップ取引業務方法書第94条の3において定めるところによるものとする。</u></p> <p>2 <u>金利スワップ取引業務方法書第2条第1項第15号の8に規定する国債先物バックアップ受託者の指定については、金利スワップ取引業務方法書第45条の3において定めるところによるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成29年1月30日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた</p>	

場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成29年1月30日以後の当社が定める日から施行する。

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券オプション取引における建玉の調整)</p> <p>第21条の2 業務方法書第79条の3第1項に規定する建玉の変更は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項(第2号を除く。)の規定は、業務方法書第79条の3第2項において準用する同条第1項に規定する建玉の変更について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成29年1月30日から施行する。</p>	<p>(有価証券オプション取引における建玉の調整)</p> <p>第21条の2 業務方法書第79条の2第1項に規定する建玉の変更は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項(第2号を除く。)の規定は、業務方法書第79条の2第2項において準用する同条第1項に規定する建玉の変更について準用する。</p>